

独立行政法人農林漁業信用基金の
令和4年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

財務省
農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法 人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度（第4期）		
	中期目標期間	平成30～令和4年度		

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 宮田 龍栄	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏	
主務大臣		財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 芹生 太郎	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 阪井 聡至	

3. 評価の実施に関する事項	
・ 7月26日：年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング	
・ 7月31日：年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取	

4. その他評価に関する重要事項	
・ 該当なし	

様式 1－1－2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価は 3 9 項目のうち、S が 1 項目、A が 1 4 項目、B が 1 9 項目、評価の対象外が 5 項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。 また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき B とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	

年度評価 項目別評定総括表（主務大臣評価）

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調査No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1 農業信用保険業務	B	B	B	B	B	第1-1	P 1
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組【重要度：高】	B○	B○重	B○重	B○重	B○重	第1-1-(1)	P 3
	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	A○重	B○重	B○重	B○重	第1-1-(2)	P 6
	(3) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A	A	第1-1-(3)	P 9
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A	A	第1-1-(4)	P13
	(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	B	第1-1-(5)	P16
	(6) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	A	B	第1-1-(6)	P18
	2 林業信用保証業務	B	B	B	A	A	第1-2	P21
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	B	B	B	B	B	第1-2-(1)	P23
	(2) 適切な保証料率の設定【重要度：高】	B○	B○重	B○重	A○重	A○重	第1-2-(2)	P26
	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	B	B	B	A	S	第1-2-(3)	P28
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	B	B	B	第1-2-(4)	P33
	(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	A	第1-2-(5)	P35
	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	B	B	B	A	A	第1-2-(6)	P37
	(7) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B	A	第1-2-(7)	P39
	3 漁業信用保険業務	B	B	A	B	B	第1-3	P42
	(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	B○重	A○重	B○重	B○重	第1-3-(1)	P44
	(2) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A	A	第1-3-(2)	P47
	(3) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A	A	第1-3-(3)	P50
	(4) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	B	第1-3-(4)	P52
	(5) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B	B	第1-3-(5)	P54
	4 農業保険関係業務	B	B	B	B	B	第1-4	P57
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B	B	第1-4-(1)	P59
	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	B	B	B	－	B	第1-4-(2)	P60
	5 漁業災害補償関係業務	B	B	A	A	A	第1-5	P62
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B	B	第1-5-(1)	P64
	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	－	－	A	A	A	第1-5-(2)	P66

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調査No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）	B	B	B	B	A	第2-1	P 68
	2 経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）	B	B	B	B	A	第2-2	P 70
	3 調達方式の適正化	B	B	B	A	A	第2-3	P 72
	4 電子化の推進	B	B	B	B	A	第2-4	P 77
	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B		
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	1 財務運営の適正化	B	B	B	B	B	第3-1	P 79
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	第3-2	P 82
	3 決算情報・セグメント情報の開示	B	B	B	B	B	第3-3	P 85
	4 長期借入金条件	－	－	－	－	－	第3-4	P 86
	5 短期借入金の限度額	－	－	B	B	B	第3-5	P 87
	6 不要財産の処分に関する計画	－	－	B	B	－	第3-6	P 88
	7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	－	－	－	－	－	第3-7	P 90
	8 剰余金の使途	－	－	－	－	－	第3-8	P 91
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	第4-1	P 92
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	B	B	第4-2	P 93
	3 積立金の処分に関する事項	B	B	B	B	B	第4-3	P 96
	4 その他中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B	A	A	第4-4	P 97
	(1) ガバナンスの高度化	B	B	B	A	A	第4-4-(1)	P 98
別紙	1. 令和4事業年度予算及び決算	2. 令和4事業年度収支計画及び実績						
	3. 令和4事業年度資金計画及び実績	4. 令和4事業年度業務収支						

（注1）評価は、「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価である。
「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

（注2）重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付している。

（注3）第1の評定については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、2項目でA、3項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む3つの中項目のうち、1項目でA、2項目でBとなったため、Bとした。

（2項目×3点+3項目×2点+1項目×3点+2項目×2点）／（5項目×2点+3項目×2点）=118.75%

第2の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、4項目でAとなったため、Aとした。（4項目×3点）／（4項目×2点）=150%

第3の評定については、当該大項目を構成する8つの中項目のうち、実績のない4項目を除き、4項目でBとなったため、Bとした。（4項目×2点／（4項目×2点）=100%

第4の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち実績のない1項目を除き、1項目でA、2項目でBとなったため、Bとした。（1項目×3点+2項目×2点）／（3項目×2点）=116.7%

法人の総合評価については、大項目4つのうち、1項目でA、3項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む1つの大項目がBであったため、Bとした。（1項目×3点+3項目×2点+1項目×2点）／（4項目×2点+1項目×2点）=110%

※評価基準に基づき算定。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	農業信用保険業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
農業信用保険業務			平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)
(1)	融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組（第1－1－（1）参照）	予算額（千円）	27,216,555	25,905,763	26,421,390	26,252,062	26,371,908
(2)	適切な保険料率・貸付金利の設定（第1－1－（2）参照）	決算額（千円）	21,652,333	21,755,048	21,563,897	21,682,207	21,457,944
(3)	保険事故率の低減に向けた取組（第1－1－（3）参照）	経常費用（千円）	3,219,733	3,270,132	8,025,262	3,468,216	2,967,850
(4)	求償権の管理・回収の取組（第1－1－（4）参照）	経常収支（千円）	2,804,602	3,156,208	△3,080,202	1,613,911	1,779,199
(5)	利用者のニーズの反映等（第1－1－（5）参照）	行政コスト（注）（千円）	△2,764,435	3,270,175	8,026,770	3,468,216	2,967,993
(6)	事務処理の適正化及び迅速化（第1－1－（6）参照）	従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-1-(1)参照) (2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-1-(2)参照) (3) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-1-(3)参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-1-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-1-(5)参照) (6) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-1-(6)参照)	第1-1-(1)～(6)を参照。	同左	同左	評価：A 3項目についてA、3項目についてBとしたことから、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。	評価 B <評価に至った理由> 6つの小項目のうち、2項目でA、4項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた2項目((1)融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、(2)適切な保険料率・貸付金利の設定)でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはB評価とする。 $(2\text{項目} \times 3\text{点} + 4\text{項目} \times 2\text{点} + 2\text{項目} \times 2\text{点}) / (6\text{項目} \times 2\text{点} + 2\text{項目} \times 2\text{点}) = 112.5\%$ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、

					重要度が高い2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －
--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(1)	農業信用保険業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） （平成 29 年度 （2017 年度））	30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合 等と農業信用基金協会との 保証契約締結機関数	－	のべ 252 機関 期中増 19 機関	のべ 267 機関 期中増 17 機関	のべ 272 機関 期中増 7 機関	のべ 275 機関 期中増 5 機関	のべ 277 機関 期中増 5 機関	のべ 280 機関 期中増 3 機関	
融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の 取組状況	－							
農業団体等関係機関と の意見交換回数	年 3 回以上	7 回	7 回	3 回	5 回	6 回	7 回	
銀行・信用金庫・信用組 合等との意見交換	（参考情報欄 に記載）	16 回	30 回	14 回	2 回	2 回	1 回	H30～R 元年度の指標：年 20 回以上、 R 2～4 年度の指標：基金協会から要請 のあったもの全て

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第3 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する事 項 1 農業信用保険業 務 (1) 融資機関等に対 する普及推進・利用 促進の取組 信用基金及び農 業信用基金協会の 信用補完機能の発 揮に向けて、農業信 用基金協会と一体 となって、融資機関 等関係機関への訪 問等により積極的 な情報交換を行い、 農業信用保証保険	第1 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する目 標を達成するため とるべき措置 1 農業信用保険業 務 (1) 融資機関等に対 する普及推進・利用 促進の取組 信用基金及び農 業信用基金協会の 信用補完機能の発 揮に向けて、農業信 用基金協会と一体 となって、融資機関 等関係機関への訪 問等により積極的 な情報交換を行い、 農業信用保証保険	(1) 融資機関等に対 する普及推進・利 用促進の取組 信用基金及び 農業信用基金協 会の信用補完機 能の発揮に向け て、農業信用基 金協会と一体と なって、融資機 関等関係機関へ の訪問等により 積極的な情報交 換を行い、農業 信用保証制度の 普及推進及び利 用促進の取組を 実施し、農業者 等が融資機関か らの資金調達に 際して本制度が 幅広	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 銀行・信用金庫・信用 組合等と農業信用基金 協会との保証契約締結 機関数 ○ 融資機関等関係機関 に対する普及推進・利用 促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関と の意見交換回数：年 3 回 以上 ・ 銀行・信用金庫・信用 組合等との意見交換回 数：農業信用基金協会か ら要請のあったもの全 てについて実施 <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 制度の普及推進・利用促進 のため、農業団体等関係機関 が主催するウェブ会議及び現 地会議に 7 回出席し、農業信 用保証保険制度の現状説明や 意見交換を行った。 ○ 各基金協会の融資機関等 に対する活動について、ウェブ 会議等、現地訪問以外の手法 も積極的かつ柔軟に活用し、 コロナ禍においても基金協会 と一体となって制度の普及推 進・利用促進が図られるよう 取り組み、1 基金協会からの 要請を受け、当該基金協会が 主催した県下融資機関等を対 象とした現地会議に出席し、 制度説明を行った。	<自己評価> 評価：B コロナ禍において、ウェブ会議 システムを活用するなどして基金 協会と一体となって制度の普及推 進・利用促進を図るため、基金協 会からの要請を受け、融資機関等 に対して制度の説明を行うととも に、普及推進等の活動を促すため の助成を行ったことから、B とす る。 <課題と対応> －	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく 取組を適確に実施していること から、「B」評価が妥当であ る。 <指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> － <その他事項> －

制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数（平成28年度末までの実績：のべ234機関） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（意見交換回数等） <想定される外部要因> ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結することや融資機関の経営方針及び農業融資への	制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数	く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 また、融資機関等関係機関との情報交換に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、制度の普及推進等に向け、相手先との関係強化を図る。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数：農業信用基金協会から要請のあったもの全てにつ	農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進しているか	○ 上記の取組に加え、基金協会の創意工夫による普及推進活動を促進するため、各基金協会に対して助成を行った。 ○ 保証契約の締結状況については、4年度には、2基金協会において、新たに3融資機関と保証契約を締結したところ。（令和4年度末時点でのべ280融資機関と契約。）	
---	---	---	---	--	--

取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになっていることから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。		いて実施				
---	--	-------------	--	--	--	--

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(2)	農業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主な経年データ									
主要なアウトプット（アウトカム）情報									
指標等		達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）									
特定 資金	農業経営改善資金	－	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	
	農業経営維持資金	－	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.34%	年0.34%	年0.34%	
農業施設資金		－	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.22%	年0.18%	年0.18%	年0.18%	
農業運転資金		－	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	
農家経済安定施設資金		－	年0.11%	年0.11%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	
農家生活改善資金		－	年0.26%	年0.26%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	

（注）上記のほか、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検は行われているか 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の導入に向けた取組は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水	<主要な業務実績> ア 適切な水準の保険料率の設定 ○ 下記のとおり、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態を踏まえ料率算定委員会等における点検等を行い、リスクを勘案した適切な水準の保険料率を設定した。 i) 令和4年12月に料率算定委員会を開催し、 ・ 例年実施することとされている保険料率の点検については、資金全体の現行保険料率と、収支均衡が見通される理論値がほぼ一致していることから、現行保険料率で据え置くことが適当としたが、毎年度の理論値を踏まえた保険料率見直しにとどまらず、保険料率体系全般を見直すことが必要と整理した。 ・ 今後の課題として整理した事項 主務省から4年8月に示された「独立行政法人農林漁業信用基金の業務・組織全般の見直し」の内容が次期中期目標に盛り込まれるものと想定し、保険料率体系全体の見直しとなることから、基金協会の理解を得るだけでなく、主務省との十分な協議が必要となり、また、経過措置期間が必要となる可能性があることも想定し、早期	<自己評価> 評価：A 保険料率算定委員会等において、保険料率が適当か点検等を行った。また、令和2年度から導入した信用リスクに応じた保証・保険料率について、令和4年度に引き受けた全ての案件に適用した。これらに加え、次期中期目標期間で資金	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

<目標水準の考え方> - 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 <目標水準の考え方> - デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ（財務データ、デフォルトデータ等）の蓄積が必要であり、取組を開始した平成 27 年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築	水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、取組を開始した平成 27 年度から蓄積された借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（青年等就農資金及び農業改良資金を除く。）並びに農業経営改善促進資金について、借入者のデフォルト率に基づく保証・保険料率の円滑な適用に努める。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	準に設定されているか	に検討が開始できるよう、その検討を行うに当たって議論の素材となる論点を整理する必要があると考え、令和 4 年度中に論点を整理した。 具体的には、従来の保険料率体系の分析を行った結果、資金全体での収支は取れているものの、「生活資金（農外事業資金を含む）、農業資金を合わせた資金全体で収支均衡を図っており、資金間の収支バランスが崩れている」ことなど、課題があることを認識した。 洗い出された従来の保険料率体系の課題に対し、早期に検討が進められるよう、①考えられるより望ましい保険料率体系の方向性及び②検討に当たって留意すべきと考えられる点を整理した。 - 銀行等案件の事故率に係る検証 4 年度に事故率データの分析、検証を行うとともに、基金協会（6 協会）にヒアリングを行った。 今後は銀行等案件について保険事故率の低減を図るために有益な取組を基金協会に情報提供を行っていくことが必要。 - 災害特例保険料率に係る検証 災害特例保険料率については、第 4 期中期目標期間に各基金協会に浸透してきたものと考えられるが、基金協会の活用状況のバラつき等の課題を踏まえ、次期中期目標期間において、より適確な運用となるよう制度を改善。 ii) 上記の料率算定委員会の結果については、令和 5 年 2 月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html イ 信用リスクに応じた保証・保険料率 ○ 令和 2 年度から導入した借入者のデフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率については、令和 4 年度に引き受けた農業近代化資金等 3 資金※の全案件に適用した。 〔※ 農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（農業改良資金及び青年等就農資金を除く）並びに農業経営改善促進資金の 3 資金。〕 ウ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」における預入期間ごとの利率に 2 分の 1 を乗じて得た利率を、引き続き適用した。	の収支状況、資金間の収支バランスを踏まえたより望ましい保険料率体系を導入することとし、その体系の導入に向けた検討課題について、同委員会において論点整理を行い、基金協会と情報を共有した。 このように将来的に継続的な制度運営が可能となる財務基盤の確立に向けた道筋をつけたことから、A とする。 <課題と対応> —	
---	---	--	-------------------	--	--	--

及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。 <想定される外部要因> - 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 - 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の設定の取組は、農業者等の経営努力を保証・保険料に反映するためのものであり、農業者等の自主性と創意工夫を活かした経営改善の取組を支援する重要なものであるため。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。						
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(3)	農業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）	30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① （百万円）	－	1,755,368	402,440	820,102	1,212,829	1,593,063	1,974,054	
今期保険金支払額 ② （今期引き受けた案件の み）（百万円）	－	668	3	60	289	594	1,266	
保険事故率（②÷（①× 保険てん補率））	中期目標期間中 の保険事故率： 0.15%以下	0.05%	0.00%	0.01%	0.03%	0.05%	0.09%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、期中管理等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.09%であり、定量的指標（0.15%以下）を達成した。 ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 農業者の経営構造が変化し、農業者数の大幅な減少により、小規模農業者からの引受が減る一方で、大規模化した農業者からの高額引受案件が増加し、結果として、保険としてのリスク分散が、以前より難しくなっていること等を踏まえ、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生抑制に一定の効果を発揮している基金協会との大口保険引受の事前協議について、その審査に当たって適用するものとして「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」（以下「ガイドライン」という。）を農業構造の変化、経営・財務状況に着目した審査を充実させて設定し、令和4年4月1日からの大口保険引受の事前協議に適用した。（農業資金の事前協議116件について適用。） 大口保険保証の事前協議案件審査に当たっては、令和4年3月に農業者の経営・財務状況に着目した審査（稟議）の着眼点について整理した「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を活用して取り組んだ。	<自己評価> 評価：A 中期目標期間中の保険事故率は、令和4年度末で0.09%であり、定量的指標（0.15%以下）の達成度合いが120%以上となった。 保険事故率が抑制されるよう、基金協会との事前協議等を確実に実施したほか、部分保証等の効果検証や、要管理先案件等について基金協会等と連携して状況把握を行った。 これらに加えて、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生抑制に一定の効果を発揮している大口保険保証引受事前協議について、令和4年4月に設定した引受条	評価 A <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、法人が独自に、①これまでの事故事例を分析し、引受段階から期中管理段階までの教訓を整理したカルテを作成して基金協会へ共有するとともに、②各基金協会が行う期中管理活動等への助成事業（例えば、基金協会が、延滞中の借入者や償還条件変更等に係る融資機関との協議の際に助成）を実施した。こうした取組等により、保険事故率の目標値の達成度合いが120%

口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う	口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施	口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を検証するとともに、農業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施	また、令和4年度においては、勉強会を4基金協会と実施し、信用基金の審査の着眼点を紹介することにより基金協会と認識を共有するとともに、今後の事前協議の際に信用基金の審査に必要な情報を予め基金協会の保証引受審査の段階で整理いただくよう依頼した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議 64 件（令和3年度 56 件） ・ 大口保険引受案件の事前協議 142 件の全件（令和3年度 141 件） ・ 大口保険金請求案件の事前協議 3 件の全件（令和3年度 5 件） ○ 基金協会の保証審査能力の向上に資するため、令和4年9月に基金協会向けの研修会をウェブにより開催した。 ○ 基金協会との保証要綱等の協議について、保証要綱等の制定・改正の内容が、全国統一の融資要項と同一（同等、条件強化）の場合等における信用基金への「通知」は、基金協会の事務負担を軽減するため不要とし、代替措置として、保険事故発生通知時に、一定の規模以上の案件について、県版の融資要項の範囲内となっているかどうかを確認するよう、農業保証保険取扱要領の変更を令和5年3月に行い令和5年4月からの協議に適用した。 この見直しにより、基金協会の事務負担の軽減を図り、保証引受審査についてメリハリをつけて、厳格な審査が必要な案件に集中しつつ、迅速化を図り、保険事故率が抑制されるよう措置した。 イ 融資機関との適切なリスク分担等 ○ 令和4年12月に業務運営の検証委員会を開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果の検証等を行った。その結果は以下のとおり。 ・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、 ① 部分保証については、対象資金が主に負債整理資金に限られている、 ② ペナルティー方式については、融資機関の負担がわずかで有効性は限定的で、融資機関から「使い勝手が悪い」という意見がある など、様々な課題もあり、これを基金協会が個別に克服するのは困難なため、上記アのとおり大口保険引受案件の事前協議を行った。 ・ 主務省から信用基金に対し、利用者の利便性の向上と信用基金の事務処理の透明性を確保するため、標準処理期間の精査及び設定を検討するよう指示。第4期中期目	件等内部基準を適確に運用する取組が実施された。 また、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を整理したカルテを作成し、ウェブ勉強会において事故事例の分析や留意点等の共有を行ったほか、助成事業を活用して、基金協会において、保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。 以上のことから、Aとする。 <課題と対応> －	以上となったことから、「A」評価が妥当である。 今後も、保険事故率の低減に向け、可能な範囲内でこれらの法人独自の取組の継続が期待される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －
---	---	--	--	---	--

期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近5年の平均実績：0.15%） <想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下	や要管理先以下に分類された案件の期中管理報告を受けることにより状況を把握し、必要に応じて経営改善計画の進捗管理の徹底及び見直し等、農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるとともに、期中管理要領等の見直しが必要と認められるときは、その旨通知することにより保険事故の未然防止に努める。 また、農業信用基金協会及び融資機関との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、保険事故の未然防止に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：		標期間の事務処理を精査した上で、第5期中期目標期間については、 ① 大口保険引受の事前協議については、標準処理期間を新たに設定 ② 保険金支払審査、保険通知等の従来から標準処理期間が定められている事務については、引き続き同様に標準処理期間として設定するとの方向で検討。 ・ 令和4年度から、信用基金として開始した要管理特定事前協議被保証者の期中管理方針の報告書について、期中管理を強化する取組を検証。要管理特定事前協議被保証者のうち要管理先以下とされた者を対象に、各基金協会に行ってもらった格付区分の9割以上は適当な格付区分となっていた。 ○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和5年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html ○ 部分保証の引受実績は、134件（令和3年度127件）。 ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や現地協議の実施 ○ 要管理特定事前協議被保証者の期中管理について、適確な期中管理の実施により保険事故率の低減に努めるため、新たに信用基金が定めた統一的な判断基準に基づく「格付区分」とその対応策を基金協会に求めることとし、令和4年6月に定め実施した。令和4年8月末までに、保証保険については、23基金協会から、要管理特定事前協議被保証者61者の財務状況等を踏まえた期中管理方針の報告を受け、また、融資保険については、6融資機関から、全貸付先14者の直近の財務状況等の報告を受け、その保険引受全案件について状況検証と格付を行い、格付区分に応じた対応を求めた。 ○ ウェブ会議等を実施した6基金協会において、要管理特定事前協議被保証者のうち経営不振に陥っている先の現況や基金協会の対応状況を確認した。 ◇ 上記ア～ウの取組に加え、保険事故率の低減に向けた取組として、最近の大口保険事故事例を中心に、 1. 保証（保険）事故までの経緯 2. 保証（保険）引受けに問題はなかったか		
---	---	--	--	---	--	--

		0.15%以下		3. 事故の予兆はなかったか 4. 予兆に対して適切な措置は取られたか 等について、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を整理したカルテを作成し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行っている。 また、令和4年度にはこのカルテを活用したウェブ勉強会を計4回、5基金協会と開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行った。 ◇ また、令和2年度から実施した助成事業を活用して、基金協会において、 ①個人信用情報機関への照会等の信用調査（31 協会） ②融資機関同行巡回（25 協会） ③早期延滞解消等のための3者協議（36 協会） などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。		
--	--	---------	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(4)	農業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	2,722	2,395	2,681	1,911	2,097	1,863	
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収実績の進捗管理実施回数	年8回以上	8回	10回	9回	8回	8回	12回	
現地協議の実施先数	年8先以上	7回	8回	8回	6回	14回	11回	
会議・研修の開催回数	年1回以上	1回	1回	1回	0回	0回	1回	
農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数	年3回以上	3回	3回	3回	0回	0回	7回	
大口求償債務者の現況調査の実施回数	年1回以上	1回	1回	1回	1回	1回	1回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収実績の進捗管理状況、現地協議実施状況、会議・研修等開催状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 また、農業信用基金協会との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、求償権の回収向上に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 回収向上に向	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上 <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 大口求償債務者や固定化している求償権の回収見込額・回収原資の状況及び回収方針について、コロナ禍を踏まえ、6基金協会とウェブ会議により協議を実施した。 また、カルテを活用したウェブ勉強会を行った5基金協会に対しても、あわせて求償権の回収向上について協議を実施した。 ○ 毎月の回収納付実績を集計し、回収納付額が2百万円以上の案件を対象に回収方法及び今後の方針を聴取し、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ○ 令和4年度の各基金協会の回収納付事業計画額と納付実	評価：A コロナ禍の中で所期の目的が達成されるよう努力し、回収実績の進捗管理や基金協会との協議を着実に実施した。 これらに加えて、回収に向けた法的措置の実施等の取組が基金協会において強化されるよう、基金協会に対する助成事業を活用して、求償権の管理・回収の効率化を図った。 以上のことから、Aとする。 <課題と対応> －	評価 A <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収に資する取組として、法人が独自に、各基金協会が行う求償活動への助成事業（例えば、基金協会が、サービスへの回収委託や弁護士への依頼を実施する際に助成）を実施したことから、「A」評価が妥当である。 今後も、求償権の管理・回収の促進に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －

	催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上	けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上	求償権の回収向上に向けて、回収実績の進捗管理、基金協会との現地協議等の取組は行われているか	績額との対比を行い、事業計画額が5千万円以上の基金協会を中心にウェブ会議等を利用して進捗管理を行った。 ○ 求償権の回収向上に資するため、基金協会向けの研修会を予定していたが、コロナ禍で開催を中止し、ウェブによる事務手続に関する説明会を実施した。 ○ 基金協会が地区ごとに開催する管理・回収会議に出席し、求償権の回収努力・促進を依頼する予定であったが、コロナ禍で開催の見送りや中止が多く1回に留まったため、代替措置として一部の基金協会から「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握し、回収見込のある案件について、6基金協会とのウェブによる協議等を通じて、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ◇ 上記の取組に加え、令和2年度から実施した助成事業を活用して、 ①強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施（39 協会） ②サービサー回収委託（30 協会） ③弁護士への依頼（31 協会） ④コンビニ収納代行サービス（17 協会） ⑤回収専門員の設置（4 協会）など、各基金協会の求償権管理・回収の取組強化が行われた。 特にサービサー回収委託については、当初は21基金協会のための取組であったが、助成事	<その他事項> —
--	--	--	--	---	-------------------------------

				業の実施により回収困難な求償権に対しては積極的に外部委託を活用して回収を図る取組が基金協会に浸透し、見直し実施後3年目となる令和4年度には30基金協会にまで増加しており、助成事業を継続して実施することによる求償権回収の取組強化の効果が発揮された。		
--	--	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(5)	農業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年2回以上	2回	2回	2回	5回	4回	2回	
農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回	7回	
銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	1回	3回	5回	0回	0回	2回	
農業信用基金協会との情報・意見交換回数	年5回以上	34回	35回	27回	15回	31回	45回	
相談窓口の開設回数	－	－	4回	6回	7回	12回	13回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応す	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応す	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応す	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数 <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 基金協会に対して、 ・ 大口保険保証の事前協議に標準処理期間を設定すること及び保険金支払い等の処理に事務処理スケジュールの目安を設けることについて意見聴取を1回、 ・ 大口保険保証事前協議の様式の見直し案について意見聴取を1回、計2回行った。 ○ 制度に関する利用者の意識やニーズを把握するため中央畜産会主催の全国会議等において9回意見交換等を行った。 ○ 基金協会のブロック会議や全国常務者会議等において、45回意見交換を行った。	<自己評価> 評価：B 制度に関する調査・意見募集・情報交換を通じて利用者のニーズを把握し、その意見を積極的に採り入れるとともに、災害発生時には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。 <課題と対応> －	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －